

災害時などあらゆる分野での活躍を期待!!

小型無人航空機 (ドローン) 導入!

消防本部では令和3年8月にドローンを配備しました。操縦者が機体の操作方法を確認のうえ、9月1日から本格運用を開始しています。

★導入機種及び装備

DJI製 MAVIC 2 ENTERPRISE ZOOM
機体重量:905g カメラ: 6倍ズーム 1,200万画素
★装着器具 LEDライト/ビーコン/スピーカー



ドローンとは

人が乗らない無人の小型ヘリコプターです。プロポという送信機を操作することにより飛行し、機体の位置や高度を自動認識して安定飛行を行う他、障害物を回避する安全装置を標準装備し、自動で離陸地点に戻ってくる事も可能です。近年ドローンは、災害時の情報収集や物資の輸送等、幅広い活躍が期待されています。一方、機体や操縦者の登録、飛行に係る届出と承認等、安全を図るための規制があり、自動車免許同様の免許制度の導入も予定されています。市では、3日間の講習を受講しライセンスを取得した12名(内消防本部6名)の職員を、専門のドローン操縦者と位置づける態勢でスタートしました。



▲小型練習機
練習機 198g
操縦ライセンス不要

飛行時間

消防本部が所有する送信機は充電式で、約2時間の連続使用が可能です。機体は一つのバッテリーで、約20分~30分の飛行が可能です。3つのバッテリーを配備しています。

操縦者服装

消防本部では、操縦者がすぐわかるように服装を統一しています。



市での活用

災害時の情報収集、土木建設、観光分野など、幅広い活用を目指します。また、免許制度導入を見据え、さらに操縦者を育成します。

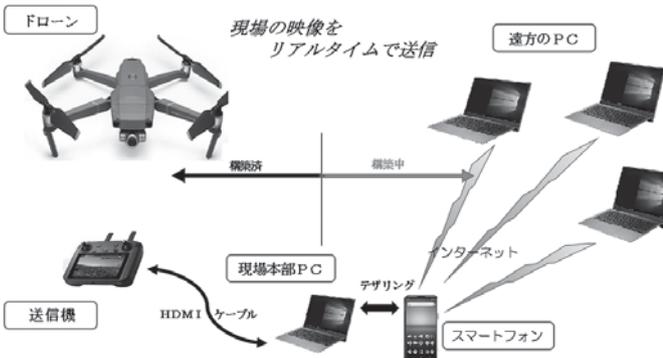
消防本部での活用

火災状況の確認、水難および山間地救助現場における負傷者や要救助者の捜索など消防の活動の幅を広げます。また、県内消防本部との情報共有を行い、協力体制の構築を図ります。

災害時応援協定の締結

市は、令和3年9月7日付で、国土交通省に指定機関及び講習団体として登録がある、八幡町島谷に事務所を置く、(株)AIRロボ(代表 岩井雅司)との間に、「災害時等における無人航空機による情報収集活動(空撮等)に関する協定書」の締結をしました。

映像の送信イメージ



問 消防本部 ☎ 67-0119

ドローンを使用する際の注意事項

飛行禁止区域 一例

150m以上の上空
人口密集地 など
※地方航空局長の許可を受ければ飛行可能



飛行の規制 一例

物件の30m以内、イベント会場の上空、夜間の飛行、目視の範囲外 など
※地方航空局長の承認を受ければ飛行可能

